



令和6年11月14日
四国運輸局海上安全環境部

輸送の安全確保に関する警告書の発出について

令和6年6月1日、小豆島フェリー株式会社所属の旅客船「第五おりいぶ丸」が操舵機の電気系統の不具合が一時的に発生したことにより、防波堤に衝突する事故が発生しました。これを受けて、海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、船長は操舵機の不具合が発生し、その対処の際に甲板上での指揮をとっていなかった事実が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する警告書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日 令和6年11月14日
2. 事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
事業者の名称：小豆島フェリー株式会社
事業者の住所：香川県高松市サンポート8番28号
代表者の氏名：代表取締役 堀川 満弘
3. 指導内容
①船長は、安全管理規程（運航基準第10条）に基づき、法令に定めるとき及び姫路港より飾磨航路灯浮標までの海域を航行するときは、甲板にあつて自ら船舶を指揮すること。
4. 当該事業者に対する違反点数付与状況
当該警告により付された違反点数 5点
当該事業者が付された累積違反点数 5点

(問い合わせ先)
四国運輸局海上安全環境部
運航労務監理官
担当：川西・山崎
電話：087-802-6830